

洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会 第4回合同会議

平成31年3月20日

○中崎海洋・環境課長

定刻でございますので、ただいまから、第4回洋上風力促進ワーキンググループ及び第4回洋上風力促進小委員会の合同会議を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事進行につきまして、ワーキンググループと小委員会を代表いたしまして、牛山座長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○牛山座長

おはようございます。年度末のご多忙の中、委員の皆様、また関係者の皆様には、ご出席を賜りましてありがとうございます。

それでは、早速、第4回の合同会議を始めたいと思います。

本日は、2部構成でご議論いただきたいと思います。前半は、前回ご意見をいただきました論点のうち、追加でご議論いただきたい事項につきまして、まずご議論いただきたい。後半は、前回の合同会議での取りまとめを踏まえまして、これまでの議論の報告書（案）という形で、全体を整理いただいた資料を、事務局のほうで用意いたしました。これについて、委員の皆様からのご議論を賜りたいと思っております。

それでは、まず、事務局のほうから、本日の資料についてのご説明をお願いいたします。

○中崎海洋・環境課長

配付資料一覧の資料でございますけれども、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2でございます。

○牛山座長

ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様、もし出席でしたら、撮影はここまでとさせていただきますが、傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席願いたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、資料1につきまして、事務局のほうからお願ひいたします。

○中崎海洋・環境課長

それでは、資料1をお手元にご用意いただければと思います。これは、再度補足的にご議論いただきたい事項でございまして、1番の評価方法、風況調査関係の情報提供、地域との調整の公正な評価、公募占用計画の認定の有効期間と事業実施期間の関係、占用料、出力の量の基準でございます。

1番から説明をいたします。1ページ目でございます。評価方法につきまして、中ほどに前回の資料の抜粋がございますけれども、事業の実現性の要素について、価格だけではなく、総合評価で評価するというご提案を差し上げました。

このことに関しまして、総合評価にはご賛同もありました。評価基準における価格の重要性は強調すべきという意見や、初期の案件ほど、実施能力が重要というようなこと、早期の実施を促すインセンティブも一案ではないかといったご意見がございました。

そのときにも提示した評価のイメージでございますが、2ページにありますように、事業実現性については、事業の実施能力と地域との調整、地域経済等への波及効果をあわせて評価すべきと考えておりますが、これらのウエートについて、今日、改めて提案させていただきたいと思います。

3ページでございますけれども、地域との調整について、洋上風力発電設備の設置は、地元の理解が非常に重要ということから、4ページの表をご覧いただきますと、事業の実施能力80点に対して、地域との調整、地域経済等への波及を40点として、ここを2対1とさせていただいております。

これは、3ページの3個目のポイントにありますとおり、響灘の港湾区域における洋上風力発電事業の評価のときに、この2対1という数字を使っております。ほかの空港などの事例に比べますと、この地域との調整に関するウエートが高目でございますけれども、洋上風力発電の地域との関係を考えると、これぐらいのウエートが適当ではないかということで、2対1を提案させていただいております。

一方、事業の実施能力80点の内訳でございますけれども、特に事業の確実な実施が大前提でございますので、4ページのとおり、65点という点を入れさせていただいております。残り15点を、安定的な電力供給と考えてございます。

一方、右の地域との調整、地域経済等への波及効果40点の内訳については、地域の調整と経済への波及効果については、両方とも重要であり、さらにその相乗効果もあるということも考えて、1対1、20点ずつという配点を提案させていただいております。

次に、これらのそれぞれの項目の評価の仕方でございますけれども、4ページにありますとおり、10割をとるトップランナー、その次のレベルのミドルランナー、最低必要なレベルを満たしているレベルの3割を満たすぐらいの配点、不適切とは言えないレベルですが、点数はつけられないレベルが零点、それから、失格ということで、5段階の評価をしてはどうかと考えています。

この中で、特に事業実現性の中の「事業計画の実現性」、20点のところ、「周辺航路、漁業等との調整」のところ、右側の「地域経済への波及効果」などのところについては、相対的な評価が、ほかのものよりはしやすく、トップランナーが明確にしやすいという点にも配慮して、最も確実に事業ができる、あるいは、最も協調・共生の可能性が高いというところをトップランナーとし、それを1者ということで、採点してはどうか。それ以外については、複数者のトップランナーがあり得るというような評価の考え方を、今、提案をさせていただいております。

それでは、それぞれの項目についての確認の方法を、5ページと6ページで説明をいたします。

5ページは、事業実施の実績でございます。これは、洋上・陸上風車の設置、維持管理などをした実績、あるいは海洋の工事をした実績などで確認すべきと考えています。

計画自体は、スケジュールや施工計画、維持計画などの具体性を確認すべきと考えています。

リスクの特定のところは、事業撤退のリスクや建設、維持管理中のリスク、財務管理上のリスクなどを含めております。

財務計画については、財務諸表等で事前に確認し、基準を満たさないと思われる場合は、失格の判断にすべきと考えています。

安定的な電力供給については、部品はどこで製造し、どこで保管されて、修理のための施設があるのかという視点で、サプライチェーンが確認されるかどうかというところを念頭に置いております。

また、サプライチェーンの形成が、将来の電力価格の削減につながるかどうかという視点も含めております。

さらに、最先端の技術を導入しているかどうかを含めた評価をすべきと考えております。続きまして、6ページでございますが、地域との調整などについては、行政機関等の長等との調整能力については、過去の風力発電に関する調整実績、航路、漁業等との調整についても、地元の漁業関係者などと、どのように対話・理解を得ていくのかということについて、評価すべきと考えています。

また、地域、国内、他地域の経済波及については、地元の雇用と投資への視点で、これを確認すべきと考えてございます。

以上が、事業実施能力の評価の中身でございます。

続きまして、7ページに移らせていただきます。

7ページは、もう一つの評価指標であります価格でございます。

前回、除算方式、加算方式を、総合評価の方式として、例示をさせていただきました。除算方式の場合は、分母に価格が入りますので、その価格が低くなった場合に、分子であります技術評価点、ここでいいますと、事業実施能力などの点も、それに引きずられる傾向があって、事業実現性を独立して評価するという意味では、加算方式に優位性も認められると考えまして、本日の提案は、加算方式を提案してございます。

また一方で、価格については、洋上風力発電の日進月歩の技術革新とコスト低減が世界的に進んでいることから、最低価格を提案した者をトップランナーとすべきという基本方針に基づきますと、価格点は、中ほどにございますとおり、最低入札価格と提案された価格の差を分子、分母に持ってくることによって、評価をして、最低入札価格を入れた者が、満点の120点という評価が、この最低価格を提案した者のトップランナーとしての扱いを、事業実現性と独立して評価する上では、適当ではないかと考えてございます。

また、加算方式の場合の配点でございますが、8ページのグラフにもありますように、価格120に対して、事業実現性を120、1対1と置かせていただいていますが、引き続き、この方式については、精査を図りながら、欧州の事例なども踏まえまして、実績を積み、成熟した事業実現性が前提にできるという段階になれば、価格に重点を置くという見直しなども検討できると考えてございます。

さらに、一番下の点でございますけれども、多数の事業者が公募参加可能な環境を整えることが、価格低減にも非常に重要と考えておりますので、情報の提供、公募期間の設定、透明性のある評価基準の設定に努めつつ、より精度の高い、供給価格上限額の設定も、あわせて行っていくべきと考えてございます。

失格要件については、改めて8ページに書かせていただいておりますけれども、左側の価格については、左下、適合基準の審査で、上限額を上回っている場合は、自動的に失格でございます。

右の事業実現性についても、公募占用指針に照らして、不適切とわかっている場合、あるいは、港湾の機能に著しく支障を与えるもの、設計、施工、維持管理などの省令に適合しないもの、不誠実な行為があることが明らかな者は失格でございます。

一方、これらをクリアして、事業実現性の評価を80点、40点で行った際、例えば、実績①、事業実現性②、確実な電力供給を③とした場合に、どこかでE、つまり不適切がついた場合は、自動的に失格とし、80点満点で、例えば、全てDなので、80点にいかないというような場合も、失格となります。

右側の地域との調整でも、40点満点で半分を満たさない場合も、これも失格とすることと、要件にしてはどうかということでございます。

これらの失格要件については、空港のPFI事例などの「50点未満」を参考にしてございます。

以上が、評価に関する新たなご提案でございます。

次の公募時の事業者に提案する情報でございますけれども、9ページにありますとおり、前回、少なくとも実測10分平均データの積み上げを12カ月連續でやるべきという提案をさせていただき、委員から、スピードと精度を両立する方法の検討が必要ではないかというご指摘もございました。

このご指摘を踏まえまして、10ページに新たな提案をさせていただいております。

具体的な調査については、最大限精度の高いデータをとるという意味で、最新の技術、スキヤニングライダー・フローティングライダーの観測を用いるということにしてはどうかという提案でございます。

ただし、当初の促進区域案の決定・公募に当たっての調査については、完全に1年間の調査を行った場合、その後の公募などの手続がおくれるおそれもございますので、この調査方法の採択も行いながら、促進区域検定のときには、主としてNEDO作成の洋上風況マップを活用をし、公募の時点までに得られた実測データを提供するとともに、専門的な知見も踏まえながら、1年間の風況シミュレーションは継続し、その継続した1年間の実測データが得られた時点で、当該データを追加的に提供していくという2段階の方式をとってはどうかという提案をさせていただいてございます。

11ページは、前回お示しした調査についての資料を参考に載せさせていただいております。

次に、公募における地域との調整の公正な評価でございます。

前回の合同会議で、事業者選定の評価基準の中で、公募期間中に、事業者による地元関係者への接触を禁止することをするべきではないかというご指摘がありました。

これに対して、今回のご提案でございますが、公募が開始されてから終わるまでの間、地元関係者への接触は行わないということを宣誓書として、事業者から提出していただいとて、これに対する違反があったという場合に、公募占用計画の認定取り消しや、一定期間、公募への参加を認めないというような措置を講じてはどうかということ、公募期間中の質問事項については、原則、公募実施者であります国にしていただくというようなルールは、提案をさせていただいているところでございます。

次に、4番目の項目でございます。4番目は14ページでございます。これは、公募占用計画の認定の有効期間（30年）と事業実施計画の期間につきまして、14ページ、一番下に、F I T期限切れ後の運用も、有効期間に含まれるのかというご質問もございました。

これに対応して、改めて考え方を整理してございます。30年は、環境アセスメントや建設作業、事業実施20年、撤去を踏まえて、余裕を持って設定しているものでございます。実施期間20年が、環境アセスメントや建設作業を速く行うことで、20年を超えても、運用するということが可能になった場合、公募の際に、事業実施期間を20年以上に設定して、公募占用計画を作成できると考えております。

一方で、事業実施期間を変更することは、この公募の手続上、あまり想定しているものではありませんので、例えば、公募占用計画で提出いただいている事業実施時期を超えて、運転開始が行われるような場合は、F I Tの調達期間を短くするといった公募占用指針を作成してはどうかということでございます。

一方で、この認定された公募占用計画に従わず、発電設備の設置、維持管理をするとなった場合には、そもそも公募占用計画の認定の取り消しを行うことが法律にも明記されておりままで、こちらでも制約はかかるでありますので、改めて紹介をさせていただきました。

次の話題でございます。15ページの5番の占用料でございます。

占用料については、その下に風車の絵がございますけれども、右側は、上から見た平面

図でございますが、風車自体が、円形で回転することを踏まえまして、海面への投影面積に基づいて、占用料を算定すべきと考えています。

また、浮体式の場合は、チェーンなどが、海洋あるいは海底を占用するという考え方で、長さに応じて、チェーンの占用料も取っていくと考えています。

また、都道府県の条例による占用料や海外の占用料の例を参考にしながら、今後、具体的算定を検討していきたいと考えております。

また、その内容について、公募を開始するまでに公表する予定でございます。

最後、6項目目でございます。出力の量の基準について、16ページに掲げてございます。

前回の合同会議で、促進区域の指定時に決められた出力の増加について、20%の範囲で、事業者に裁量を認めるという記述がございました。しかしながら、日本版のコネクト&マネージを踏まえた系統状況に影響がある場合など、風力発電設備を設置することが、この20%の範囲で難しい場合もございます。

このような場合、事業者の裁量の範囲は、プラスマイナス20%の範囲で、一般送配電事業者と協議の上、公募占用指針ごとに決めるという表現のほうが正確でございますので、こちらに表現を改めさせていただいているところでございます。

なお、公募占用計画認定後に、発電設備の出力を変更することは、本法第18条に基づく両大臣の認定が必要となり、この認定の条件は、公共の利益の一層の増進や、やむを得ない事情というような観点での審査となります。事業者選定を行った際の水準が維持されるかといった観点も含めて、個別ケースごとに判断されますことになりますので、前回の補足の説明として、出力の量の基準について、これを追加的に説明をさせていただいております。

資料1の説明は以上でございます。

#### ○牛山座長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました資料1につきまして、質疑応答並びに自由討議の時間とさせていただきます。ご意見あるいはご質問のある方は、またいつものようにネームプレートを立てていければ、順次、指名させていただきたいと思います。

桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

ありがとうございます。

2点コメントをさせていただきたいと思います。まず、12ページのところで、前回、問題提起をさせていただいた、地元との接触についてのルール化ということで、ご提案をいただいてありがとうございます。

この考え方自体には異論ないのですが、この地元関係者が具体的にどの範囲の者を意味するのかというところは、公募占用指針の中で、明確化を図り、事業者側で判断できるようにする必要があるのではないかと思います。

例えば、コンソーシアムに地元の企業が入るとか、あるいは、地元の企業と、公募とは、全然別の事業上の取引があるというようなことも考えられますので、そうした公募と無関係であることが明らかな事業上の取引に制約がかかったり、あるいは、地元企業がコンソーシアムに入るということが制約を受けないような工夫が必要ではないかと考えております。

また、公募期間中の接触禁止ということは、裏を返しますと、促進区域が指定された後も、公募が開始されるまでの間は、接触が認められるということになるかと思います。中長期的には、そのようなやり方がよいのか、つまり、事前に事業者側が地元と接触することが適切なのかということについては、実際の運用状況をみながらさらなるルール化が必要か否かを含め、検討課題と位置づけてはどうかと考えております。

もう1点、こちらは3ページ目のところの採点の方法のところなのですが、地域との調整、地域経済等への波及効果というところで、基本的にトップランナーを1者として採点するというご提案になっています。

トップランナーを1者として採点するというのは、事業計画の実現性については、その意義が理解しやすいように思いますが、地域との調整については、個々の地域ごとに状況が異なり得るものと思いますので、常にトップランナーを1者として採点するということを、今の段階で確定するのではなく、もう少し柔軟な取り扱いの余地があつてもよいのではないかと思います。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、ご意見がみんな出ました後で、まとめて回答させていただきたいと思います。

○中原委員

まず、冒頭に当たって、今日、最終回ですけど、短い期間で両省事務局にて大変なご苦労をされて、きちんとしたものをまとめていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。ほんとうに大変ご苦労さまでございました。その上で、1つ、2つコメントをさせていただきます。

まず1点目でございますが、ただいまの発言とも関連しますけれども、ページ12です。公募期間中の接触禁止は、全くそのとおりでよろしいかと思いますが、ただいまの発言もありましたように、それ以前の段階での様々な接触のことに関連してです。

それは、とりわけ漁業者等の了解を得る、接触の上で了解を得る、という点について、それは一体どの時点でといいますか、占用許可の手続との関係で、どちら辺のタイミングが必要なのかというような点に関するサジェスチョンというものを書き込んでいただいた方が、申請する側にとっては非常に分かりやすいのではないかと思います。

2点目は、少し前に戻りまして、ページ6とページ13です。占用の評価の考え方で、前回も発言をさせていただきました点に関してです。一番右側の列の確認の方法のところで、地域への経済波及と国内への経済波及のところで、地元あるいは国内という2文字以外は全く同じ文面であるので、もう少し工夫をしたらどうだろうかという発言をさせていただきました。

今回の資料でも前のままになっておりますが、上のページと、今、ご説明があった点を総合的に考慮しますと、例えば、「地元における、あるいは国内におけるサプライチェーンの活用等」などというようなフレーズがあると、より一層わかりやすいのではないかと思います。

以上2点でございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

では、加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

ありがとうございます。私も短期間にこれほど立派な資料をまとめていただいた事務局のご努力にまずは敬意を払いたいと思います。

ただし、時間があまりないがゆえに十分検討できていない点があるということもよくわかりました。例えば、ご提示いただいた点数のつけ方については、おそらく大胆に決めたところがあって、これが本当に妥当かどうかは、ほかの案とも比較しながらメリットやデメリットを評価して判断することが望ましいのだと思いますが、深く検討するだけの情報が十分ない中でベストを尽くした上で、今回はとりあえずこれでいってみたいというご提案だと理解しました。

そういう意味でいうと、実際に運用してみて、うまくいくのかどうかという様子を見るというスタンスにならざるを得ないのだと思うのですが、そうだとした場合に、2つ質問があります。

1つめの質問は、当初想定どおりに運用できなかった場合に、どのような対応をするのか、という方針についてです。例えば、今回は「価格」を半分の重みで評価するという提案ですが、蓋を開けてみたら不当に安い価格を提示してくる事業者が出てこないとは限らない。そうなった場合に、他の評価項目の点数が高いと、価格が効いてきて、もしかすると事業実現性がかなり悪くてもその事業者が勝ってしまうということが起こります。それはそれでよいのかもしれないですが、事業を開始した結果、それでは事業がうまく立ちゆかなくなるリスクもあります。このように事業が進まなかつた場合のペナルティーについて、どういうルールがあるのか教えていただけないでしょうか。

2つめは、様子を見ながら、幾つかの場所における運用の経験を積んだ結果として、やはり今回のルールだとよくないのかもしれない割合を変えたほうがよいだろうとなるかもしれません。そのときに、ルール変更に関してさらに上位のルールが用意されているのかという点について教えていただけないでしょうか。

○牛山座長

ありがとうございます。

原田委員、どうぞ。

○原田委員

ありがとうございます。

私も、今の加藤委員のご指摘に関連するコメントと、そのために、確認をさせていただきたいことがございます。

7ページのところで、「価格に重点を置いた配点の見直し等を検討してはどうか」という1文がございます。例えば、こういった欧州の事例でございますとか、今後、事業、事業者及びいろいろなプロジェクトが成熟してきたときには、それに応じて、見直すというお考えだというふうには認識しております。

これは非常に重要なことかなと思っていて、欧州においても、いろいろな国が、当初、導入した当時から、よくも悪くも試行錯誤を重ねてきたという歴史もございます。これは、当然、このようなことで、応用性を見直していくということかなと思います。

その上でなんですかれども、7ページのところと、細かくなりますが、4ページの配点についての関連でございます。

例えば、価格点、120点で、簡単に申して、5%の提案確度の差異があるとすると、120点の5%、6点ということになります。

一方、4ページ、特に実績のところ、トップランナーとミドルランナーの差異は9点、30点、21点ということで、もちろん、当初、実績重視ですから、実績の点数の配分が大きいということは、それは納得感があるんですけれども、この差異はかなりある。すなわち、実績がある人を何らかの形で連れてくる、または、そういう方が入札を含んだ事業計画であると、勝率がかなり高くなってしまうかなと思います。

という点からいって、実績についての定義をもう少し明確にしていただきたいと思っていまして、例えば、実績のある会社が、どのくらいの関与をすべきなのか、また、コンソーシアムの中に1者でも入っていればいいのか、また、一部契約をとっていればいいのか、そういうことを明確にしていかないと、ある意味、国内で実績が出始めた方をチームに入れる、入れればいいのかみたいな話になってしまっても、非常によろしくないと思いまので、ぜひ、そのあたりをきちんと明確化をしていただきたいなと思っております。このペーパーは中間報告ということなのかもしれませんけれども、今後はこれを完成させていただく段階で、その辺は可能な限り、明確化していただきたいと思います。

何といつても、現在、実際、特にトップランナーは国内の実績に限ると書いてあります  
が、非常に限られたメンバーになってしまいまして、その方々を取り合いということはおかしいですけれども、なってしまうと、いろいろな意味で、いびつな計画になりかねない

ということもございます。また、実際、メンバーが固定化してしまうリスクもあるかなと思っておりますので、そこは、どのような形にされていくのかをご説明させていただければと存じます。

○牛山座長

ありがとうございました。

大変貴重なコメントであり、ご質問でございました。

清宮先生。

○清宮委員

二、三、確認させていただきたいんですけども、国のはうの調査で、風と地質のデータについて行うとの記述があった。もし公募が始まったときに、公募した会社の方が、記述にないものを独自に調査していいのか、あるいは、そういう場合は、国に依頼するのか少しコメントがあったほうがいいと思いました。また先ほど入札が始まつたら、時も等に接触してはいけないという話があります。地震や津波の自然情報なども、どういう形でやるかは、事業をやる人が、この情報が欲しいといったときに、地元に接触してはいけないと言われたときのやり方を、少し考えておいていただきたいと思います。

もう一つは、占有料については、ケーブルだとか、変電施設などというものも、一式を含めてということでよろしいんですよね。占有料と固定資産料とは別ですよね。ですから、変電施設などというものも入ったと思います。

1つは、価格点のことなんすけれども、さかんにいろいろな意見が出て、多分、最初は、なかなかうまく話が集約されないと考えています。採点される方も、いろいろ悩むんじゃないかと思います。自分がトップランナー、ミドルランナーと、大体、自分のところで考えて、作戦を出してくるんではないかということで、自分がミドルランナーだと思えば、価格点を下げようなどということもあるので、少し柔軟な対応というんですか、配点に関しては、ぎりぎりしたような議論は、今の段階では、あまりしないほうがいいんではないかという気がしています。これは感想です。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、順序からいうと、大串委員ですか。よろしくお願ひします。

○大串委員

ありがとうございました。

非常にすっきりとなって、自分が採点する側になっても、少しイメージが湧いてきたかなというところまでできているかなと思いました。

加藤先生、原田先生がおっしゃっていたように、やはり、ルール変更などについてのプロセスがどうなっていくのか、時期がいつぐらいに見込まれるのか、現行、国が選別するような形になっていますけれども、そうしたことに対して、例えば、イギリスなどがやっているようなエージェント方式などを、将来的に採用するような形を持っていくのか、どうかについての言及があればありがたいです。

1つは、こういった風力発電そのものを、実現に導いてくれるような技術を持った企業も大事だと思うんですけども、反面、育成、監視等を、国にかわってできるようなエージェントの機能を持った業者なり、企業なりを育成していくことも、すごく大事なことです。

特に国は人員の総量規制がありますので、人員を増やせない中で、多様な事業をやっていかなければいけないということになると、モニタリングなりができるようなエージェント育成も視野に、将来的には進めていってほしいなと思いました。

そういうときに、撤退なり、失敗なりとなったときにどういう対応をとるのかということも、最初の評価に入れないのかについて確認をお願いします。

こういった撤退の方法を考えていますというところを評価に入れるか、入れないのか、もしくは、採点には入れなくても、事前の協議などで確認できるのかどうか、しておくのかどうかというところを考えていただければと思いました。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございました。

では、山内委員、どうぞ。

○山内委員

ありがとうございます。

今回の洋上風力のスキームなんですけれども、後で報告書(案)が出てくるので、大体、全体像ができたということになります。

いろいろ考えてみたんですけれども、私は前にも言いましたけれども、PFIなどをずっとやってきましたが、このスキームは、形としては、PFIに近いところがあるんですけども、違うことは、PFIの場合には、そもそも公共施設等の調達といいますか、形成について、それを民間に委託するという形なんだけど、これは、電力を買い取るというところが基本なので、事業としては、民間の事業ではあるんです。

ですから、入札については、太陽光とか、今度はバイオもやりますけれども、そういう形で、調達を入札にかけるというプロセスはそろってきて、その意味でいえば、これは、調達の入札の延長にあるということだと思うんです。

ただ、洋上でやるということなので、そのためのいろいろな準備など、これは公有水面ですから、それをどう使うかとか、あるいは、港湾のほうでは、公共事業も必要だとか、要するに、公共的な枠組みの中で、これをやる、これが行われるということなので、先ほども言っていましたPFIの話とも違うし、単純な入札の話とも違うということではあると思います。ただ、基本的には電力の調達の入札だということを、前提にしないといけないかなと思っています。

去年の夏に基本計画が通ったわけですけれども、2030年ぐらいまでに、再生可能エネルギーを主力電源にするということになって、そこに向かっていっているわけですけれども、そのときに一番大きなことは、現状で国民負担がかなり増えているので、国民負担を減らせなければいけませんと。

今でも買い取り価格が2兆7,000億円ぐらいあって、日本の電力消費量は、年間で、アワーでいうと、1兆キロワット・アワーぐらいなので、そうすると、1キロワット・アワーで、負担が2.何円になっているということです。

そもそも買い取り価格、FIT法を、国会で議論したときには、1円以下に抑えるぐらいの議論をしていたんですけども、それが2倍、3倍になっているということが事実です。

特に家庭用についていって、家庭用のアワーは、一番低いところで、大体20円弱ぐらいで、高いところで30円を超えますから、20円から30円ぐらいだとすると、2.7円

というのは、1割ぐらいにも、もう既になりつつあるということだと思うんです。

そうすると、これをいかにこれを減らしていくかということが喫緊の課題でありまして、特に洋上風力については、これからかなりのボリュームが期待できて、先ほどの主力電源化のうちの大きな構成要素になるということです。

一応、我々、調達価格算定委員会で、2030年ぐらいの平均コストを、洋上風力の場合に、キロワット・アワーで、8円から9円ぐらいと、10円を切ってほしいということが、目的であります。今、設定されている買い取り価格は、かなり高いところにある。10年ぐらいの間に、それを下げていくということが基本なんですけど、そのために、今回、入札をということだと思います。

そういう前提の上でいうと、この4ページ目にあります評価項目、6ページ目にあります価格とのバランスは、結論的にいうと、こういうバランスなのかなということだと思います。ただ、気になる点は若干あって、価格と評価点のバランスが5対5、1対1ということが、これは、そういうものかなとは思います。

結論を言うと、これでいいんですけども、通常の総合評価、一般競争入札のときには、事業の実施の能力と地域への貢献は、こういうふうに特出してやらないということが、一般的なので、今回は特別かなと思います。

3ページの例の上のところに、地域貢献への点数割合ということで、響灘と福岡空港と島根刑務所とありますけど、実は、私は、福岡空港と島根の刑務所は、両方とも事業審査委員会の委員長をやったんです。これは、通常の総合評価でやると、地域の貢献は特出しないで、1つの項目で入っているだけなので、5とか15ぐらいというところだと思います。

島根はかなり特殊で、あそこの刑務所は、受刑者が地域の人と一緒にになって、いろいろ作業するみたいなスキームをつくったので、それで、このぐらい高いんです。

響灘ものが33%で、そのくらいなのかなということで、ですから、そういう意味では、配点も、そのくらいなのかなと思っています。

ですから、結論的にいうと、これでいいんですけども、コメントがあります。

もう一つのコメントは、先ほども話題になっていましたけど、評価項目の中で、相対評価と絶対評価が混在しているということです。絶対評価でいえば、例えば、トップランナーの中に入るものが、2つ、3つあってもいいわけだけれども、相対評価にすると、トップランナーのところは、1つだけという話になるんです。

これも結構あるんですけど、最初からそういうふうに明示してやるということは、そんなに多くないんです。要するに、評価基準で、それぞれの評価項目について、点数をつけるというやり方をしますけど、それは、公募をしたときには、評価基準はこうですぐらいしか書かなくて、ここは相対評価で、ここは絶対評価と、あまりないもので、ここまで出すことはどうなのかなという気はしないこともないんですけど、ただ、先ほど言いましたように、地域との関係という思いがあるので、そういうことなのかなと思っています。

先ほど申し上げたように、価格についてということなんんですけど、我々の感覚からすると、これは太陽光の入札、バイオの入札、海上風力の入札というイメージですので、基本的には入札のプロセスであって、もう一つだとすれば、8ページにあるように、1対1、5対5でよいのかなというふうには思います。

ただ、もう一つ細かいことを言うと、価格点をどう配分するのかという……。配分するといいますか、評価するのかということがあって、今回のものだと、線形評価になっていて、一番高いものが100点で、それ以外は、線形で下がっていくという形になっているんですけど、このほうが、価格がきくので、あるいは、いいのかなと思いますけれども、そういうコメントで、印象を持ちましたということです。

加算方式と除算方式なんですけど、除算方式と加算方式は、設計によっては、ほとんど同じ効果なんですけれども、一般的には、加算方式のほうが、評価点が強調されるということになっているので、その意味では、先ほどの評価自体が、地域貢献と事業能力のところで、地域貢献のところが、通常のものに比べれば、かなり評価されていますので、その流れの中では、これでよいのかなとは思っています。

ただ、申し上げているように、これは入札であるということを、基本的に忘れてはいけないのでないかと思っております。

以上でございます。

#### ○牛山座長

重要なコメントをありがとうございました。

石原委員、どうぞ。

#### ○石原委員

私のほうからは2点申し上げたいことがありますて、1つは、風況調査に関する内容に

ついてですが、スピードと精度を両立する方法を検討されて、今の書かれている内容についてはよろしいかと思いますが、ただ、これを実施するとき、少し早目に検討していただきたいことがあります。

実際、海外、洋上風力に関して、タワーを使った計測、銚子や北九州で実施したときに、欧州の実例をいろいろ参考にしました。たとえば、タワーの観測であっても、タワーの影響は出ます。その検証をするために、たくさん時間をかけて、実際にシミュレーションといった方法も使いました。最終的に今のNEDOのホームページに掲載されているデータは、かなり時間かけて、こういった検証をしたんです。

一方、タワーを使った計測は、洋上について非常にお金がかかる。これは既に議論されていることですが、スキャニングライダー及びフローティングライダーについては、現在欧州のほうで研究されていて、国際基準はまだ発行されていません。検証された事例もほとんどないです。

したがって、これらの方法を実際に使うとき、なるべく早く計測方法について、例えば、実際タワーがあるところで、どこまでの精度で計測できるかということを検証することも、並行して実施していただきたいと思っています。

ライダーというのは、現状でいうと、例えばスキャニングライダーを直接メーカーから買ってきても、実際、水平風速そのものを出していません。出しているのは、視線風速です。はかる方向に沿った風速を出しますが、実際に必要なものは、水平方向の風速と鉛直方向の風速ですが、どうやって視線風速を分解して、評価するかということが、非常に重要です。それが間違ったりすると、測定された風速は、観測タワーと同じような精度を得られない可能性もあります。

さらに言うと、乱流強度については、いろいろと過去に検討したが、きちんと補正しないと、ライダーがはかった乱れそのもの自体が、誤差が含まれています。平均風速はたくさん検証された例があるんですが、乱流強度については、まだ国際基準もできていません。検討された例も、ほんの数例しかないんです。

ライダーによる方法自体が、非常に有望な方法でありますし、多分これを使うことになるんですが、並行して、技術開発のほう、あるいは、検証のほうも実施していただければと思います。これは一つ目のコメントです。

もう1点は単純な質問ですが、16ページ、出力の量の基準について、公募占用計画認定後の発電設備の出力の変更について説明がありました。この変更は、どういったこと

を想定して、ここを書かれているのかは、私自身がよく理解できていないところがあります。

陸上の例でいうと、最初に計画されて、例えば、後で風車が大きくなつて、本数が減つても、風車の変更が発生するようなことがあったとしても、一般論からというと、連系条件が決まると、風車側の出力制限をするなり、その値を守らなければいけないと、個人的に理解したんですが、ここで変更して、例えば、大きくするとか、どういったことを想定しているのかを教えていただければと思います。

以上です。

#### ○牛山座長

ありがとうございました。

さらに、再びという方。

中原委員、それから大串委員というふうにお願いします。

#### ○中原委員

すみません、単純な確認です。15ページ目の占用料についてですが、投影面積で、1基の占用料の面積の考え方方が示されています。これから事業の場合、複数機あるいは多数の風車群が設置されていくということになりますが、ウェイクの関係で、一定の距離を離してレイアウトがなされていきます。そうすると、海域の占有としては、長方形だったり、正方形だったり、ひし形だったり、いろいろなレイアウトが考えられると思うが、それに関係なく、1基の投影面積の合計、単純な和であるという理解でよろしいですね、という確認です。

#### ○牛山座長

ありがとうございました。

大串委員、どうぞ。

#### ○大串委員

私も確認なんんですけど、4ページ目に書かれています事業実施能力の中で、財務計画の適切性は零点になっているんですけども、これは価格で判断するからということだった

でしょうか。

特に事業者によって、経験を買うために、非常に安い価格で入札をするということもありますり得るんだと思うんですけれども、ここが零点なのか、どうして零点になったのかということを、もう一度ご説明をいただけたらありがたいです。

以上です。

#### ○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、一応、皆さんからのご意見、ご質問を賜りましたので、これについて、それぞれご回答をお願いいたします。

#### ○山崎新エネルギー課長

それでは、経済産業省の山崎でございますが、私のほうから答えるべき点について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

まず、桑原委員から、地元関係者の範囲ということを明確化すべしだというご意見をいただきましたが、そのとおりだと思いますので、何らかの形で、いつ、どのタイミングでということは、いろいろ考えなければいけないと思いますが、明確化すべきだと考えてございます。

委員の皆様から、全般的にルールの変更の話、見きわめながら、検討をしていくということをいただいておりますが、まさにそのとおりだと思ってございます。資料でいうと、例えば7ページの5つ目のポツの中に、「引き継ぎ方式の精査を図り」といったことを書かせていただいているけれども、そういった運用をしながら、もしここで問題が起こった場合には、見直していくということは、当然、そのメカニズムを入れるべきだと考えていますし、そういったルールを変更する際には、この合同会議でお願いをするのか、何らかの形で、また専門家の先生方の意見を聞きながら、両省において検討していくということなんだと思います。

ただ、一方で、これは全般的にいただいたご意見も踏まえて申し上げると、やはり、一度、一定程度決めた評価のあり方で、評価の途中で何かを変えるということは、あまりやるべきではないことではないかと思っています。

まずは、ここでいただいたご意見を踏まえて、プロセスとしては、我々、両省におきま

して、政府として、いただいたご意見を踏まえて、どういう運用をするのかというガイドライン等を定めまして、そのガイドラインに基づいて、それぞれの促進区域が指定されるとし、公募占用指針がつくられていくわけですが、まずは、それで動かしてみるとところが、原則になると考えてございます。

その中で、加藤先生、さらには大串先生から、明示的にいただきましたけれども、例えば、例として、事業実現性に価格が不当に安くなつて、事業の実現性がないようなはないのか、ペナルティーがないのかといったご意見をいただきました。

この点については、基本的に今回の事務局の提案は、失格要件を、事業実現性において、定めることによって、そういう事業実現性における不適格な事業者は、その時点で、失格になる。その中で、価格も合わさって、評価をされるということですので、そういう価格が不当に低くなるといって、事業実現性に問題があるといったところは、その失格点によって、しっかりと防止ができるという仕組みになっているという制度設計でございます。

当然、事業が進まなかつたときのペナルティーはございまして、公募占用計画どおりに、しっかりと進めてもらわないと困るということでございます。

ルールの変更といったようなところについては、しっかりとこういった審議会の議論を、今後もお願いをすることになるかもしれません、専門家の方々の意見を聞きながら、進めていくということと、価格のお話を差し上げました。

清宮先生から、調査について、追加的に何かお願いしたいことがあつたら、どうするのかというご質問をいただきましたが、我々の事務局提案は、基本的には可能な限り、必要なものは、しっかりと国でやるということでございます。

お願いされて、国がすぐにできるかというと、それは、なかなかできないものですから、まずは、必要なものとして、こういうものが必要ですということを、この審議会の議論を通じて、決めさせていただきまして、まずはこれをやっていく。また、足りないものがあつたら、次のプロセスで、追加することも考えるということかと考えてございます。

石原先生から、出力の変更はどういうケースを想定しているのかというご質問をいただきました、これは、基本的には、例えば、設計の段階で風車を変更しますというようなことがあって、もともと30万キロワットで想定をしていたんだけれども、足し算をしても、30万キロワットになりませんと、28万キロワットにしかなりませんといったようなときに、28万キロワットに変更するといったことを想定をしているということでございま

す。

その際に、先生がご指摘のように、まさに送電線の契約は既に結んでいるという状況でございますので、当然、その範囲内でやらないと、基本的にはいけないということかと思っています。

これは、今後の検討課題かもしれません、現行のF I T制度の運用で申し上げると、接続契約の重大な変更は、認定の変更事由になります。すなわち、価格でいうと、価格が変わるということになっていまして、そういう運用が、洋上風力においても、基本的には引き継がれることになりますが、これは新法の新しいスキームですので、その中で、公募占用計画の変更事由として、どのようなものを認めていくのかということは、先ほど来、申し上げているように、新法第18条の公募占用計画の変更の手続に基づきまして、両大臣がそれを個別に判断をしていくというプロセスの中で、判断をしていくということになるかと考えてございます。

大串先生から、最後ご質問をいただきました財務計画の点でございますけれども、これは別に何か価格で見るから、零点というわけではなくて、財務計画をしっかりと評価をするという観点からすると、適切か、適切ではないかという2択ではないかという趣旨から、適切なものか、適切ではないものかということで、適切ではないものを零点にするという、失格にするという評価をしているという事務局提案でございます。

#### ○牛山座長

どうぞ。

#### ○大串委員

すみません、確認方法が、これから議論する資料2のほうにも書かれているんですけど、それが財務諸表となっているんです。なので、現時点で、事業遂行能力があるというところを見たいのか、価格から得られる収入と現行考慮している支出が、計画に見合っているのかということは、またちょっと違う話だと思いますので、評価の時点で、どこを見るのかということを最後に確認させてください。

#### ○山内委員

基本的に、そちらを見なければ。

○大串委員

そうですよね。でも、これは、こちらのほうの事業実現性の分……。

○山内委員

通常やることは、当該事業を含む将来値の収支計画で出してもらって、それが適切かどうかを見るという意味でしょう？

○大串委員

これは、将来値のという意味なんですか。

○山内委員

どこかの企業が来るとしても、そちらの親企業の財務力などというものは、見ないこともないんだけど、ここで言っていることは、だから、将来値の財務諸表がちゃんとしっかりとしていますかというものを見て、だめなら、失格ですよということで、それは、そのとおりだね。

○山崎新エネルギー課長

はい。山内先生に補足いただき、ありがとうございます。

そのとおりでございまして、まさに事業計画の実現性、リスクの特定及び対応も含まれるかもしれません、そういう将来の今後の計画を支えるだけの財務計画があるかという。したがって、ある、なしで判断できるのではないかという趣旨であります。

○大串委員

将来数値を見ていくということ……。

○山崎新エネルギー課長

そうです。将来を見ていく上で、そういう意味でいうと、点がついていないということは、事業計画の実現性、さらにはリスクの特定を帶びたようなものの内容が適切かどうかというところで、点がついた上で、それを支える計画があるか、ないかということで、失

格か、失格ではないかということです。ここで、あえて点をつけるということではないのではないかという趣旨でございます。

○大串委員

それは、金融機関がファイナンスするということを含めてという。多分、原田先生がいろいろおっしゃりたいことだと思います。かわります。

○原田委員

これは、前回、前々回か、私もご質問させていただいた点で、多分、今、議論しているものが、正解なんだと思いますけれども、その際の要望として、財務諸表ということでは、一般的には、これはファイナンシャル・モデルなどということを意味しているという理解でございます。こちら側に、財務計画（資金計画、収支計画の適切性）とございますから、それは、ですので、その資金計画、収支計画ないしモデルで確認みたいなことなのかなと理解しております。なので、用語を直されるかどうかは、ご判断になるかと思います。

○中嶋海洋・環境課長

港湾局側からの回答を差し上げたいと思います。

まず、全般的に、加藤先生、山内先生、大串先生をはじめ、この調達の方式、評価の様式について、ご意見をいただきました。

私どもは、公共調達でないということやPFIでもないということは、十分理解しているつもりではあるんですけども、電力の調達制度であるという視点で、そのやり方のいいこと、悪いこと、ほんとうはメリット、デメリットで評価すべきというご意見もありました。これは、ガイドラインをつくっていく際に、ぜひとも、そういう比較や論理性の確認などをやりながら、またご指導を賜れればと思っております。そこは、引き続き精査をしていきたいと思っております。

中原委員から漁業者の了解と行政の占用許可などの行為のタイミングについて、ご指摘がございました。確かに、いつ漁業者の了解を誰がとって、行政が何を基準に占用許可を出すのかというタイミングについて、事業者にとっても、非常に大事なことかと思いますので、ここも改めて報告書に、わかりやすい表記をしていきたいと考えております。

サプライチェーンという表記のほうが、地域への効果がわかりやすいということについて

ても、検討をさせていただければと思っております。

加藤委員から、事業が動かない場合のペナルティーについてのご指摘もございました。先ほどご説明した資料の一番最後のところに、公募占用計画を変更する場合の手続があります。自分でコミットをした公募占用計画を変更する場合は、かなり大きな理由がないと、これを両省で認めない。公共の利益の一層の増進や、やむを得ない事情とあります。

開始をいついつやると言っているところで、おくれてしまうような場合は、法律のたてつけ上も、ペナルティーがついているという理解をしております。

この方式を運用した後の経験を、どう反映していくかについても、ガイドラインまでにできることもありますし、その後、やってみないとわからないことも、どうしてもございますので、改めてこういう場を活用していただくなりして、皆様のご意見も反映しながら、常に修正可能なような手続を考えてございます。

コンソーシアムの定義についても、ご指摘がございました。ここは、公募占用指針で、できるだけ明確にしていきたいと思いますけれども、それも、あるところで限度があって、あまり明確にしてしまうと、先ほどもご指摘もあったとおり、一部の者しか該当しないクライテリアになることもあまりよくないので、そこはよくメリット、デメリットも考えながら、できるだけ公募占用指針で明確にしていきたいと思ってございます。

占用料について、清宮委員と中原委員からご質問がございました。占用料は、ケーブルも含めて、1単位当たり、1平米当たり、幾らということは、同じようにかかってまいりますし、風車の本数に応じ、20基あれば、20基分の占用料となります。

ただし、促進区域の大きさとは直接関係のなく、風車が占用する投影面積で取っていきますので、ケーブルも同じ考え方でございます。

大串委員から、エージェント方式について、ご提案がございました。この分野は新しい分野でございますので、海にかかるいろいろな産業の方や発電にかかる、産業の方のノウハウが結集しないと、多分、動かない事業でありますので、今のところ、誰か1人が全部できるという者が、なかなかいらっしゃらない状況ではございます。

この運用を、最初、国が主導で始めますけれども、ノウハウがたまっていって、総合化できるようになれば、ご指摘のような別の組織でやったほうが、コストや時間が早くなるという可能性もありますので、そこは念頭に置きながら、運用を進めていきたいと考えております。

また、撤退への備えがあるのかというご指摘もありました。先ほどの事業実現性の評価

の表の中でいいますと、「リスクの特定及び分析」が、5ページにもございますけれども、その中にも、事業撤退に至るリスクを分析しているかどうかということは、一応、頭には入れているんですけども、それを具体的にどうやって評価するかについては、公募占用指針までに、できるだけの早い、必要があると思っているところでございます。

○大串委員

よろしいでしょうか。今の撤退に関してなんですけれども、いろいろな事情で、撤退するということはあるんだと思うんですけども、それまでに構築した、例えば風力発電施設そのものを、そういう事態になったときには、国に一旦、無償で譲渡してもらって、速やかにそこで事業が継続できる業者に引き渡すなどといった、何か工夫があつてしかるべきかなと思いました。

以上です。

○山内委員

この方式が、どういう契約なのかわからないんだけど、PFIの場合は、通常、金融機関と直接契約を結んで、事業はパフォーマンスが悪かったら、入れかえてしまうという仕組みになる。

これは、今回は、この地域を使っていいですよという許可を出すので、その許可を誰かに転用するという形で、ほかの事業者がそれを取ってかわるみたいなスキームが、一番すつきりしているんじゃないかなと思う。大体、そうだよね。

○中崎海洋・環境課長

そうです。

○大串委員

ありがとうございます。

○牛山座長

ありがとうございます。

大体よろしいですか。

もし、オブザーバーの方で、何かございましたら。

○環境省

環境省でございます。いつもご発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。  
コメントですけれども、6ページの地域との調整について、評価項目に入れていただくことは、非常にすばらしいなと思っています。

周辺航路や漁業との協調が1つの例示に挙がっていますけれども、我々が把握している、現在計画中の案件ですが、騒音、景観、鳥類など、環境項目でも、地元の住民や関係団体と、いろいろ調整にご苦労されているケースが見られます。

その点については、基本的には環境アセスメントの中で調整していく部分が大きいかと思いますけれども、そういう懸念が既にわかっているような区域については、事業の手戻りやリスク低減の観点から、この辺の協調、共生方法も、できるだけ早期に評価をしていただくということはいいことではないかなと考えております。環境省もお手伝いができることがあれば、協力したいと思います。

以上です。

○牛山座長

どうぞ。

○農林水産省

農林水産省でございます。

これは質問ですが、4ページのところの評価の点数のところで、一応、基本的には5段階で区分けすることになっていまして、一番下のところが、失格要件だとか、不適切とまでは言えないレベルが零点だとか、失格だとか書いてあるんですが、右側の周辺航路、漁業との共生、地域経済への波及効果、国内経済への波及効果については、基本的には、最低でも3点はいただけるという風に見えます。実質的には、ここは7点しか配点がないということと、一緒の効果なのかなと思ってしまいます。

極端な話をしてると、特に地域経済への波及効果であるとか、漁業との共生について、全く地元を刺激しないような、要するに、使う基地港は、全く違う都道府県の基地港を使って、そこから外国製の製品を持ってきて、建設をして、地元には、風車しか残らないよう

なものも、良好な3点をいただけるというような採点方法に見えています。

漁業との共生等も同じなんですかけれども、ただ単に、関係法令に従ってちゃんと共存していくべきみたいな1行が書いてあるだけで、3点をもらえることはいかがなものかなと思っていますので、ここはきっちり、零点であるとか、しっかり点差がつくような評価をしていくことを明確に表記していただければなと思っておるところでございます。

○牛山座長

ありがとうございました。

原田委員からも、何か。

○原田委員

先ほどのお答えの中で、確認をさせていただきたいんですけど、私が申し上げた実績のところの趣旨というのは、もう少し細かく申しますと、4ページで、「国内の実績がある」という極めて限られたプレーヤーと、「優れた海外の実績を含む」というところの配点の差異が9点あります。この9点をひっくり返すような項目は、正直、どこにもないのかなと思って、非常に重要なポイントだと思います。

先ほどのお答えで、公募占用指針の中でお示しになるというお答えだったかと理解しているんですけれども、この項目自体は、各個別の海域で、この海域だから、むしろ、こういうふうにすることではなくて、統一的なルールだと思いますので、公募占用指針で書いていただくというよりは、それ以前に明確化をすることが重要かと思います。

というのは、まず、どのプレーヤーが、どういうふうにコンソーシアムを組むかということが、まず計画を進める上で、最も重要なことです。それが、指針が出ていないと、どうなるかはわからないということは、よくない事態かなと思いますので、そのあたりをご考慮いただければと思います。

○牛山座長

ありがとうございました。

石原委員、どうぞ。

○石原委員

非常に細かいところなんんですけど、本日は、最終回ということで、11ページの公募時に事業者に提供する情報の一覧表があります。これは、基本的に目安なんですが、目安といつても、きちんと書いたほうがいいかなと思っていることは、全部で3点あります。

1点目は、風況に関して、実測によるものということがあります、実は極値風は、1年で、はかつても、極値風速を決められないので、下の波と潮位などと同じように、文献調査を追加したらいかがでしょうか。

年平均風速であれば、計測でいいですけど、そうではない極値風については、文献調査も追加していただければと思います。

2点目は、海象調査のところに、文献調査（気象庁データ等）と、ここは「等」があるからいいかなと思っていますが、ほかのところは、こういうふうに書いていないので、実は波に関しては、例えば、国総研、極値波浪とか、例えば、国交省がはかったデータ、必ずしも気象庁ではないデータのほうが実際に使われているので、ここは削除してもいいかなと思っています。

3番目は、海象調査の後ろに、風況については、「等」がありまして、波については、「等」はないので、「等」をつけたら、いかがでしょうか。

非常に細かい話なんですが、潮位と波については、評価するとき、これだけでは、多分、もっと欲しいものが出てくる可能性があるので、あくまで、目安といつても、一応、「等」、風と同じように、「等」をつけたらいかがでしょうか。

実測に関しては、今、ボーリングと音波探査だけなんですけど、そこも「等」をつけていただけますか。後で、いろいろな方法が出てくる可能性があります。実際に、検討が終わっていないと思っていますので、簡単に指摘させていただきました。

#### ○牛山座長

ありがとうございました。

内閣府はよろしくございますか。

それでは、いろいろご議論をありがとうございました。

來生委員長のほうからも、ここまで議論についてのコメントをいただければと思います。

#### ○來生委員長

いろいろお話を伺っていて、ああ、やってみなければ、わからんところはたくさんあるなということが、正直なところです。

大事なことは、公募する、その都度、何度も公募があるわけですけれども、公募する前に、評価項目がわかっているということは、ある意味で、決定的に重要で、それは、当然、経験によって、その基準は変わっていき得るものだと思うんです。

そういうふうに考えたときに、今の時点で大事なことは、第1回の公募をやるものとして、明らかにおかしい要素、これはもう維持できないというものがあるかどうかということは、多分、すごく大事です。

もう一つは、さはさりながら、1度、国が公表したものは、人々の行動を規定しますから、今すぐ公募にアプライするということではないけれども、準備をしている人の行動に影響をする。そういう観点から見ても、明らかにおかしいものが、あるか、ないかということが、当面、この話をまとめていく上で、大事な要素だと思うんです。

そういう観点で見たときに、非常に短い期間にうまくまとまっているのではないかなどということが、非常に単純なコメントでございますが、ということでございます。

#### ○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、今日は最後のということで、いろいろご意見を賜りました。各論点につきまして、委員の皆様からいただきましたご意見の中で、幾つか修正すべき点、付加すべき点がございましたけれども、これらを反映するという形で、基本的には、今お示ししました事務局の案で、合意をいただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、前半の議論を終わりまして、後半の本合同会議の取りまとめに向けた議論に進めさせていただきたいと思います。

次に、資料2の中間整理（案）につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

#### ○中崎海洋・環境課長

それでは、A4縦の資料2をご覧いただければと思います。

最初、1、2ページは目次でございまして、3ページ、「はじめに」ところから、説明を

させていただきます。

まず最初に、背景を書いております。海洋基本計画やエネルギー基本計画、さきの国会で、この法律が成立したという経緯をここに書いております。

3ページの下からは、この資料の概要が述べられておりまして、3ページの下に、(1)基本方針の作成、4ページに参りまして、促進区域の指定、4ページの下に、協議会と、5ページに、事業者選定と続いてまいります。

これらは、6ページの中ほどのフローチャートの順番に従って、最初に記述をさせていただいてございます。

6ページの下に、この合同会議の検討と中間整理の位置づけとございます。具体的には、7ページを開いていただいたところの(1)、(2)、(3)で、本法の法律の運用に係る基本的な原則、促進区域の指定、3番目の事業者選定に関し、それぞれ具体的に運用の指針をまとめたということでございます。

まず最初の基本的な方針でございますが、7ページに、II-1で書いておりますとおり、4つの基本原則を改めて確認をさせていただいております。

長期的、安定的、効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和、右側へ参りまして、公平、公正かつ透明性のある制度、4つ目に、計画・継続的な洋上風力発電の促進が、基本原則でございます。

II-2では、8ページにもございますように、中長期的な視点を改めて確認をしています。エネルギー・ミックスにあります再エネ比率や、法律のKPIにございます5区域は、あくまでも上限ではないという改めての確認と、その上で、中長期にコストの削減や系統のあり方に検討を進めながら、洋上風力促進のあり方を検討していくということを述べさせていただいております。

ここまで、前段の整理でございまして、9ページ以降、具体的な中身でございまして、9ページは、III-1が促進区域の指定の基準でございます。指定基準は、法律8条に、①から⑥までございます。これを具体的に、この後、整理をしています。

9ページの下のところには、自然的条件が適当で、出力の量が相当程度ということについての解説を始めています。

まず、10ページの中ほど、②確認の視点がございます。これは、自然条件の確認の視点でございますが、例えば、風速7メートル、あるいは水深30メートル以浅というところが、事業性の高さという視点で、目安になるということでございました。

出力の量については、11ページのほうに参りますけれども、確認の視点の中で、ヨーロッパの例を参考に、1区域当たり35万キロワットということを、この会議の中でも提示させていただいてございます。

2番、周辺の航路及び港湾の利用などへの支障という点については、中ほど、確認の視点のところにございますように、大型船舶などの航行する区域と重複しないことや、促進区域内の船舶の通行が確保されること、発電設備間の離隔距離が確保できることなどを、確認の視点に含めてございます。

12ページに移りますけれども、3番は、右側の港湾を一体的に利用することが可能と認められることについての確認の視点は、12ページ中ほどにありますように、発電設備の規模や建設や維持に使われるS E P船の能力に鑑みて、適当な耐荷重や広さを備えているということを基本と確認の視点にしております。

4番の系統連系に関する考え方については、13ページの中ほどでの確認の視点で、まとめさせていただいているが、系統を確保している者と違う者が選定されている場合などは、当利害事業者に系統に係る契約を承継することという基本方針をまとめています。

また、十分な系統容量を確保している、あるいは系統接続を確保する蓋然性が高いということの具体的な中身について、その以下のところに、まとめて、記述をさせていただいております。

5番目の漁業に支障を及ぼさないと見込まれることについては、14ページにございますように、関係漁業団体を含む協議会において、支障の有無を確認していく。漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定を行わないこと。

また、洋上風力発電と漁業との協調・共生についての観点も踏まえて、支障の有無の確認を行っていくことをまとめてございます。

6番は、ほかの漁港の区域、港湾区域などと重複しないことでございますので、基本的に、関係行政機関との調整に対して確認を行うということが書かれてございます。

7番は、それ以外の考慮すべき事項でございますが、15ページの上にございますように、海洋環境の保全、安全の確保、その他、ケーブル、電波などにおける調和を掲げてございます。

全てを総括して、最後、8番ですけれども、今、指定基準を幾つか申し上げたところでございますけれども、今後の技術革新を踏まえて、この指定基準は、海外の事例も参考にしながら見直していくということを、基本的にここで、まとめてございます。

以上が、促進区域の指定までの基本的な考え方です。

III-2のところからは、促進区域の指定手続に入ります。ここで、ちょっと飛びまして、20ページをご覧いただければと思います。

20ページには、促進区域の指定プロセスが書かれております。

左上、①国による情報の収集は、既に始まっておりますけれども、候補地があるか、地元との調整がどうかという情報を、今、集めているところでございます。

第三者の意見も聞きながら、促進区域としての有望な区域を選定する②番のところに移りまして、そこで有望であるという判断を確認した上で、左側の協議会の設置、右側の国による調査の実施を並行して行うことを想定しております。

これらの協議や調査の結果を踏まえ、その下の⑥番の改めての第三者委員会による確認を踏まえまして、促進区域案を決定し、手続を経て、促進区域の指定に至る。この手続は、年度ごとに繰り返し、やっていくということを想定をしているところでございます。

今申し上げたフローの中身が15ページから18ページの中ほどまでに書かれておりまして、そこまで飛んでいただきまして、18ページの中ほどに、促進区域の指定基準への適合性の判断と計画的な促進区域の指定とございます。

今、申し上げた第三者の意見は、専門的・技術的な観点からいただくものであるということを、最初に、(1)で述べてございます。

(2)では、促進区域の指定は、ヨーロッパで、2000年代以降に、年平均で100万キロワットぐらいだったということも念頭に置きながら、19ページのほうに移ります。

段階的に導入拡大を図るという視点も入れながら、中長期的に導入量の隔たりが生じないということ、あるいは、洋上風力産業の成熟度の度合いを加味して、段階的な導入を図るということも大事であるということを、ここに改めて明記をさせていただいております。

具体的なスケジュールは、先ほど申し上げた20ページのフローチャートのとおりでございます。

20ページに移りまして、ここから公募による事業者選定でございます。公募の事業者選定については、21ページにございますように、促進区域の指定の後、公募占用指針の中に、都道府県知事や学識経験者との意見交換を踏まえた評価の基準、上限額などを定めまして、先ほど申し上げた国の調査の知見も踏まえて、ここに公募占用指針を決定をして、これに基づいて、公募を開始し、計画の審査、計画の評価、事業者選定へと進んでまいります。

21ページには、下には、公募占用指針にどういう項目を書くかを、改めて1から16を並べて、記述をしております。

具体的評価基準については、22ページにございますけれども、総合的に評価すべきであるという、これまでのご議論を、改めてここで確認をしています。

まさに資料1でご議論をいただいた内容が、23ページ、24ページ、25ページ、26ページのところに掲げさせていただいておりまして、最終的に、先ほど議論いただきました出力の量の基準までが27ページの途中から28ページにかけて、掲げさせていただいているところでございます。

公募の参加者の資格が、28ページにございます。こちらは、基本的には、記載イメージが29ページにありますけれども、FITの入札参加資格、港湾法に基づいた公募占用指針の中にある資格の基準や国内の法人格を有することなどを、改めて記載することで、公募参加者の資格にしたいという内容でございます。

5番以降は、基地港湾についても、先ほどの促進区域の指定とほぼ同じでございます。所要の耐荷重や広さを要することを記載のイメージと考えてございます。

6番のところ、撤去に関する事項でございますけれども、撤去に当たっては、関係法令を遵守する。これは、この法律も含みますし、海洋汚染防止法などの関係法令を遵守するということと、先ほども議論がありました、占用許可期間の終了後または提出者が経営破綻した場合に備えた撤去の方法や撤去方法の確保に関する方法を、あらかじめ、ここで記載をするイメージをしてございます。

31ページには、撤去に関するヨーロッパ各国の考え方を参考に載せさせていただいております。

その下の公募占用計画の認定期間については、先ほどご議論をいただいた内容でございます。

次に飛びまして、32ページのIV-3の国が提供すべき情報についても、先ほどの資料でご説明した内容を、ここに記述をさせていただいています。

33ページにおいても、占用料についても、先ほどの議論の中身でございます。

33ページには、IV-4として、事業者選定のための審査・評価方法という記述があります。

34ページのフローチャートに従って、計画の審査・評価を行っていくという内容でございます。

具体的に適合基準を満たしているかの審査が、34ページから記述されておりますが、先ほどの資料にあったとおりでございます。

また、35ページの公募占用計画の評価についても、先ほどの資料の中身のとおりであります。改めて36ページのフローチャートにございますように、価格と事業実施に関する能力と地域との調整などを踏まえるということ、第三者委員会の評価を経て、両大臣が評価して、事業者を選定するというところをまとめさせていただいている。

このスケジュールについては、全てまとめたスケジュールは、改めて37ページに載せさせていただいております。

37ページのIV-6では、これも、先ほど一部申し上げましたけれども、公募の競争性を確保するための方策について、より精度の高い供給上限額の設定を行うことや、2番にありますように、将来における運用の見直しについて、十分に競争性が確保されないと認められる状況が生じた場合には、制度設計を検討することが必要。

具体的に外国の制度も参考に、本制度の運用の見直しを含めて検討すべきとしてございます。

終わりにでございますけれども、今回このご提案をいただいた後、これをもとに、38ページに書かせていただいているが、その運用に関するガイドラインの作成が望まれるとしております。このガイドラインに従って、公募占用指針が策定されていくわけでございますが、全国で統一的な運用指針が望まれているところでございますので、今日いただいているご意見も参考に、この最終取りまとめをしていきたいということ、基準の見直し等は、技術革新、市場環境の変化を踏まえながら、継続的に検討すべきということで、最後、書かせていただいて、締めくくっているという内容でございます。

資料2は以上でございます。

## ○牛山座長

ご説明ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答並びに自由討議の時間とさせていただきます。また、いつものように、ご意見のある方、ご質問のある方は、ネームプレートを立てていただければと思います。

原田委員、どうぞ。

○原田委員

ありがとうございました。

これまでの議論をかなり忠実に反映していただいて、非常にまとまったものをご用意い  
ただかと思います。ありがとうございます。

私から 1 点コメントといいますか、要望ということなんですけれども、いろいろなところ  
で、今後の技術革新でありますとか、マーケットの様子、状況を踏まえて、見直しを行  
っていくと、いろいろなところに表現が入っていて、これは、私も前々回から申し上げて  
いることなので、反映していただけます。

ただ、書きぶりが、いろいろな項目で、多少濃淡があるように、どうしても見えてしま  
うので、もう少し統一的な書き方にできるのかなと思っております。例えば、指定基準の  
目安の見直しのところは、非常に明確に、「技術革新、各要素を考慮して、総合的に判断し  
つつも、国内、海外の事例等により」ということで、いろいろなものを踏まえて、見直し  
ていきますということを、8 ポツ、15 ページ、項目を立てて、書いております。

例えば、それ以外のところ、今日のところでも、公募占用基準のところで、例えば、2  
6 ページ、上から五、六行目でございますが、「実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏ま  
えて」と書いてありますけれども、ここは価格を含めた各要素の点数のつけ方というところに限  
定したような見え方になってしまします。

37 ページのところで、競争性を確保するための方策は、1つまた特出しをしておりま  
して、多分、同じことを、同じ哲学で言っているらしく思っていますので、この中で、  
見方によっては、濃淡があるような見えないような、何か統一的な書き方をしていただく  
ことがいいのかなと思いました。ありがとうございます。

○牛山座長

ありがとうございました。多分、反映されるようになると思いますので。

桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

取りまとめをいただけて、ありがとうございます。

2 点ほど、やや細かい点で、コメントをさせていただければと思います。

まず、13 ページの系統の確保のところなんですが、(2) の「確認の視点」の最初のと

ころに、他の事業者が選定された場合には、当該事業者の系統に係る契約を承継することとされています。第2回の資料に参考として記載されておりましたとおり、他の事業者への契約の承継は客観的に計算される価格に基づくもので、不当な利益や不利益が生じないようにするということだと思いますがも、この点もここに明記をしていただいたほうが、事業者側としては、対応されやすいのではないかと思います。

加えて、客観的に計算される価格が、具体的にどのように算定されるかということも、今後、明確化を図っていくように、あわせてお願ひできればと思います。

もう1点、29ページのところに『公募の参加者の資格』の記載イメージ」と、真ん中からちょっと上の(2)のところにございます。ここに国内に法人格を有するとございますが、これは、最終的に事業主体となる法人が、国内に法人格を有することということを意図されているものであって、例えば、コンソーシアムの中に、外国法人が入るというようなことが、排除されるものではないと理解をしております。

多くの場合、実際に公募が行われて、事業者選定が行われた後に、事業主体となるプロジェクト・カンパニーが設置されることが多いと思いますので、最終的な事業主体が日本法人になることが予定されている場合を含むことがわかるように、書いていただければと思います。

以上です。

#### ○原田委員

すみません、まとめてコメントすればよかったですけど、申しわけありません。

1点だけ、細かい点でございますけれども、18ページのところで、第三者委員会は、以下で、6ヶ月ごとなど、定期的に開催することが適当であるという表記がありつつ、その後の図表のところで、このサイクル自体を年度ごとで回すというような記載がございましたが、これとの関連性を確認させていただきたい。

つまり、年度ごとにプロセスを回す一方で、第三者委員会は6ヶ月に1回となると、どういうような運用になるのかということを確認させていただきたいと思います。

#### ○牛山座長

ありがとうございます。

ほかには。

山内委員、どうぞ。

○山内委員

ありがとうございます。

大体、全体的にこういう形でまとめられて、先ほどから出ていますけれども、時間がない中でまとめていただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

先ほどもちょっとご説明がありましたが、器ができたので、これからどう進めるかということだと思うんですけども、1つはヨーロッパの事例が参考になって、1つの区域当たり、ヨーロッパだったら、35万キロワットぐらいの大きさで、年間100万キロワットぐらいということだったと思います。

100万キロワットというと、ご承知のように、原発1基分です。原発1基だけれども、もちろん利用率が違いますので、原発1基分だけの発電をするわけではないんですけど、相当大きいということは間違いないと思うんです。

先ほど申し上げましたように、2030年で再生可能エネルギー主力電源化という国の方針がある中で、洋上風力は非常に大きな要因になることは間違いないです。毎年、原発1基分の容量が拡大するということを考えると、相当なものです。先ほども申し上げたけど、ただ、逆に、その分負担が増えるということなので、やはり、技術革新は非常に期待しなければいけないと思うんです。

先ほどの2030年のキロワット・アワーで、8円から9円というのは、今、ヨーロッパの実績は、そのくらいなので、いかにそれに早く追いつくかということだと思うんです。ですから、最初、非常に重要なので、始めるんですけども、技術革新をほんとうに早めにいただく。それを使いながら、安価で、ほんとうに再生可能エネルギーが、皆さんに普及するというようなことを期待をしたいと思っています。やはり、進めるに当たって、そういう点を強調していただければと思います。

以上でございます。

○牛山座長

ありがとうございます。

中原委員、どうぞ。

○中原委員

ありがとうございます。大変ご苦労さまでしたということを改めて申し上げたいと思いますが、この中間報告書は、最初にご紹介がありましたように、目次の構成が、基本的な方針、促進区域の指定、公募による事業者選定という格好で構成をされています。つまり、基本的には事業者選定に至るまでのプロセスについての報告という格好になっているんですが、これまでの議論にもありましたように、選定された後、本法を運用していく、審査のときに、重要なファクターになっている占用計画を適正に履行しているかどうか、財務状態や、事業の継続性、実現性を継続して、ちゃんとやっているかどうかというような中間評価的なものも、必要になってくるだろうと思われるわけです。

そこで、37ページの一番最後でございますが、時計文字のI、II、III、IVときまして、37ページ目に、IV-6で、公募の競争性を確保するための方策の2ポツに、将来の運用の見直しの可能性が書かれています。ここでは、競争性を確保するための方策の運用の見直しという意味では、これでいいのかもしれません。しかし、「終わりに」の中でいいのか、あるいは、独立して大きなVを立てることがいいのかはわかりませんが、本法全体の運用に当たって、事業実施期間中における適正な占用計画の履行の確認、中間評価等というものが書かれているのが良いのではないかと考えました。先ほどの第三者委員会云々が、毎年、公募を繰り返して、その段階で、運用指針、評価の基準なども技術の革新に伴って見直していく等というような、法全体の運用についての見直しといいますか、そういうものを独立してか、もしくは、「終わりに」というところで触れられるといいかなという印象を持ちましたので、よろしければ、ご検討をいただければと思います。

○牛山座長

貴重なコメントをありがとうございます。

石原委員、どうぞ。

○石原委員

中間報告は非常によくまとめられていまして、1点だけ目次のところに少しコメントをします。コメントというか、私が読んだとき、ちょっと感じたことが1点あります。

目次のIとIIのところに、法律と関係があるところ、例えば1号とか、多分、法律と関係するところ、両括弧で囲まれている。要するに、目次の一番後ろのところに、1号とか

2号とか、(P)というものがある。多分、詳細をわかってない人は、この(P)は何ですかとか……。

○牛山座長

ペンディングですね。

○石原委員

ペンディングですか。将来的になくなるということですね。

そういう意味では、法律の何条、何条と対応しているというところで、私が、この(P)がどうなるのかなと思っていたので、あくまで、今、ペンディングで、後で消えるということですね。

以上です。

○牛山座長

ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

最後だということですので、1つだけ質問させてください。

この手の資料やガイドライン等は、英文でも作成されるご予定でしょうか。

おそらく本件に关心を持っておられる方は、国内だけではなく海外にもいらっしゃると思うので、国際的な観点から見ても立派なものを検討しているということを、アピールしてもよいのではないかと思います。方針があれば教えていただければと思います。

○牛山座長

ありがとうございます。

ほかは大体よろしゅうございますか。

オブザーバーの方からいかがでございましょうか。

では、質問にお答えいただきたいと思います。

○山崎新エネルギー課長

原田委員のほうから、6カ月と年度ごとの関係についての質問をいただきました。

結論からすると、書いたつもりだったんですけど、わかりづらかったということで、ご指摘ありがとうございます。

もともとは、第2回でご議論いただきましたように、20ページに全体のまとめがございますが、まず有望な区域を選定するとき第三者委員会と、⑥のところで、促進区域案を決定する際の第三者委員会と、この2つがあります。

今、原田委員にご指摘をいただきました18ページの（1）にあります第三者委員会につきましては、後のほう、すなわち、促進区域案の指定のほうの第三者委員会について、6カ月ごとなど、定期的に開催することが適当であると書かせていただいているものであります。

それに関しまして、脚注7において、委員からご指摘をいただいたご意見として、こういったものがボトルネックにならないようにするということを明記をさせていただいてございます。

年度ごとというのは、この全体のサイクルを年度ごとに回すという趣旨でございまして、すなわち、入り口の有望な区域の選定は、基本的に年度ごとにやり、この促進区域案の決定については、半年ごとにやるということを示唆したものでございます。

すなわち、有望な区域になった後に、協議会を設置して、地元で協議会をやったときに、その数カ月なり、半年で間に合うかどうかということはわからないわけで、それは、半年ごとに開かれる第三者委員会等のプロセスの中で、間に合った順番に、そこで、また審査が行われることを意図したものでございます。

正直、おっしゃるとおり、わかりづらかったところがありますので、そこは、修正を加えたいと思います。

○牛山座長

よろしくございますか。

○山崎新エネルギー課長

英文ですか。

○牛山座長

英文についても、ちょっとある。

○山崎新エネルギー課長

英文については、まさに可能な限り、少なくとも、概要等については、英文の作成をして、可能な限り、報告書本体なり、ガイドライン等も英文を作成するというところです。

国際的にも関心を持っていただいているところで、しっかりと発信をしていきたいと思います。

○加藤委員

海外事業者とコンソーシアムを組むときに、メンバー間で情報共有するのに、英文の公式資料があると多分やりやすいと予想します。ぜひともご検討をいただければと思います。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、ここで、また、熱心なご議論を賜りましたけれども、來生委員長から、またコメントをと思います。よろしくお願ひします。

○來生委員長

私は、法律ができたときに、日本で一般海域の利用について、ある意味で、画期的な新しい法律ができたということで、大変喜んでおりました。

それを実際に使い始めないと、法律ができただけでは、全く意味がないということで、さすがに風力発電、疾きこと風のごとしと言いますけれども、わずか3ヶ月ぐらいの間に、非常に精力的に議論をおまとめいただきて、各委員からも、それぞれのご専門の立場で、大変鋭いご指摘がありました。事務局、ほんとうご苦労さまでしたと、皆さんおっしゃっているんですけども、私もほんとうにそうだと思います。

先ほどもちょっと述べましたけれども、まず動かし出すということが、これから非常に大事だと思っておりまして、そのプロセスで、我々が経験によって得た知見というものを、次の公募というところに反映させていくという息の長い話でございます。そういうアプローチがとられて、まさに洋上風力発電、大規模な発電が、日本でも本格化するということ

を大変期待しております。どうもありがとうございました。

○牛山座長

ありがとうございました。

ただいま、中間整理の案につきまして、皆様からご議論を賜りました。

また、資料1につきましても、中間整理の案のほうに盛り込まれてもいるわけですけれども、公募時にどういう情報を提供するかとか、石原委員のほうからは風況だとか、何が重要なかというところを具体的にご指摘をいただきました。

基本的に、合同の委員であるのにもかかわらず、働き方改革を無視しているんではないかというぐらい、非常に速やかにまとめていただきて、大変すばらしいなと思いました。

これをご覧いただいて、お分かりいただけたかと思うのですが、委員の皆様から今までいただいたご意見は、欄外にちょっとポイントを下げる、できるだけ具体的に記述してあります。

先ほど中原委員のほうからもありました、選定されたけれども、その後、どうなっているのかという進捗状況、これは、いわゆるステージゲートの審査のような感じですけれども、そのあたりもきちんとやっていきましょうということです。

この書きぶりについては、濃淡があり過ぎるようなところもありましたが、その辺も踏まえて、統一的なものをきちんとまとめたいなと思いました。

ということで、いろいろな具体的なコメントあるいはご質問を賜りましたが、英文についても、多分、心配ないだろうと思います。

大枠につきましては、特段のご異論はなかったのではないかと思います。

本日、委員の皆様から賜りましたご意見につきまして、それを反映させていただいた上で、本合同会議の中間整理として……。

それと石原先生の言われた（P）は消えますので、ご提案ですけれども、具体的な反映方法は、来生委員長と私のほうにご一任賜るということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本合同会議の中間整理につきましては、必要な修正を行った上で、もちろん、皆さんに確認をいただきましたうえで、ホームページなどに公表するという形をとりたいと思います。

これで、一旦、取りまとめとなりましたけれども、事務局を代表いたしまして、松山部長、浅輪参事官から一言、言葉を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○松山省エネ・新エネ部長

まずは、皆様、ほんとうにありがとうございました。牛山委員長、來生委員長、そして、委員の先生方、オブザーバーの皆様も、毎回ご参加いただきまして、様々なご議論を頂戴しまして、ほんとうに感謝を申し上げます。

先ほど両委員長からもございましたけれども、4ヶ月、法律が成立しましてから、やはり、事業者の皆様、お待ちのところもございます。

一方で、我々は、公平・中立な、しっかりした仕組みをつくるなければいけないということで、なかなか無理を申し上げまして、短期間に会議を設定させていただき、そして、様々なご意見を頂戴しまして、事務局を代表しまして、ほんとうに心より御礼を申し上げます。

私ども資源エネルギー庁からしますと、再エネを主力電源化していくことで、その中で、洋上風力への期待は非常に大きいところでございます。

しかし、一方で、我々資源エネルギー庁からしますと、港湾の話、洋上の話、環境との関係、海洋との共生、様々、未知のことばかりでございました。この会議を通じまして、委員の先生方から、それぞれの専門分野、さらには、それを超えて、いただきましたご指摘は、我々、一つ一つ勉強になりましたし、次を切り開く難しさと重要さということを身にしみて、進めてきたところでございます。

本日、こうやって、中間取りまとめいただいたところでございますが、これから法律自体は、内閣府を中心としまして、基本方針をつくりました上で、区域の指定、事業者の選定と入ってまいります。

一方で、この委員会でたくさんご指摘を頂戴しましたように、技術は進歩していく、そして、運用ということを見ながら、制度というものは、よりよくしていかなければいけないということも、今回のこの審議を通じまして、我々事務局もしっかり学んだところでございます。

ご指摘をしっかりと踏まえて、よりよいものを、そして、未来につながる洋上風力、そして、これを通じた地域、海洋社会というものをつくっていけるように、我々事務局も、しっかり精進し、勉強していきたいと思いますので、引き続き、またご指導をいただければ

と思います。

私は、国会の関係で中座いたしますけれども、まずは事務局を代表しまして、御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

○牛山座長

ありがとうございました。松山部長は国会のほうで呼ばれておられるようすで、ご退席になります。

浅輪参事官、よろしくお願ひします。

○浅輪技術参事官

それでは、国土交通省側からもご挨拶をさせていただきます。

まずもって、委員の皆様方には、年末から年度末というほんとうに大変お忙しい時間帯の中で、ご無理を申し上げまして、この委員会、部会にご参加いただきまして、ご指導いただきました。ほんとうにありがとうございました。この合同会議の結果、再エネ海域利用法の運用方法が、明確になってきたと認識しております。

また一方で、本日もいろいろとご議論をいただきました。例えば事業者の評価方法につきましても、より、もうちょっと具体化が必要ではないか、論理性の構築が必要ではないかというようなご意見もございました。その辺、私ども、引き続き、補足的に、あるいは、中身のより具体化、論理性を持たせる、公平・中立という立場から、しっかりと精査をしてまいりたいと思っております。

また、再エネ利用法の施行日は4月1日とすることが、さきの15日の閣議で決定いたしました。この法律が4月1日に施行ということになります。

法の施行後でございますけれども、関係省庁と連携いたしまして、この合同会議の検討結果を踏めまして、基本方針の策定、促進区域の指定、選定事業者の選定等々、このような手続を行っていくとともに、基地となる港湾の機能強化についても検討をして、海洋再生可能エネルギーの発電施設の整備に係る海域の利用を進めてまいりたいと思っております。

結びになりますが、牛山座長、來生委員長をはじめとする委員の皆様方に、改めて感謝を申し上げるとともに、また引き続きのご指導をお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

○牛山座長

ありがとうございました。

それでは、最後に、來生委員長からも、一言お願ひしたいと思います。

○來生委員長

先ほど述べましたことに尽きるのでありますて、ほんとうに皆様、ご苦労さまでございました。

○牛山座長

それでは、私からも一言、申し上げます。この会議は、法案が通ったのが、11月の末日でございましたので、その後、年末の忙しい時期、それから年度末の忙しい時期にかかりましたが、非常に短期間でありましたけれども、皆さまのご協力によって、すばらしい中間報告ができたと思います。

この合同会議では、再エネ海域利用法の具体的な運用方法につきまして、ご議論を賜りました。先ほど申し上げましたように、両省にかかるものでございますので、なかなか難しいところもあったわけですけれども、非常によくまとまったと思っております。

ご承知のとおり、この洋上風力の導入・促進は、再エネの主力電源化の中の一番のポイントになるのではないかと、思っております。しかも、今、化石燃料輸入の為に、年間27兆円もの国費が流出しておりますので、それを少しでも取り返すことにもなります。地域の活性化にもつながりますし、新しい産業育成にもつながっていくという、まさに国益に資するものであると思っております。

したがって、長期にわたる、海域占用を実現するために全国一律のルールを整備したるものでありますて、私は、大変画期的な法律であり、制度であろうと思います。

この法律の持つ影響力は極めて大きくて、昨年末にこの法律が成立して以来、全国各地の洋上風力の関係の方々からも注目もされておりますし、既に本格的な動きも出てきております。事業者あるいは地元関係者の方々も、大変な期待を寄せているところでございます。このような注目度の高い法律の運用に関する議論を、來生委員長をはじめ、各委員の皆さんとともに、公開の場で実施できたということは、大変うれしく思っております。

今後は、事務局の経済産業省、国土交通省を中心に、政府一丸となって、本合同会議で

の議論の結果をもとに、国、自治体、漁業関係者と地元関係者との調和が図られますように、しっかりと本法律を運用することで、海上風力の導入拡大に取り組んでまいりたいと願っているところでございます。

簡単でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。

この後は、一旦、今日ご議論を賜りました中間整理でありますけれども、次回以降の開催につきましては、事務局とも相談の上で、必要に応じて、適切なタイミングで開催することもあるうかと思いますので、またご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の合同会議第4回を閉会といたします。本日はご多忙のところ、年度末、忙しい中、ほんとうにありがとうございました。また長時間にわたりまして、熱心にご議論を賜りまして感謝しております。どうもありがとうございました。

――了――